

1 2. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

高松市の中心市街地では、高松丸亀町商店街において、平成 18 年 12 月の A 街区市街地再開発事業を皮切りに、平成 21 年から 22 年にかけて B・C 街区の一部における市街地再開発事業、24 年には G 街区における市街地再開発事業により「丸亀町グリーン」がオープンするなど小規模連鎖型による再開発事業を実施することで、商業機能だけでなく、居住機能や生活機能を整備するなど、訪れる街に加えて、住む街としての都市機能の充実に取り組んできました。また、再開発事業だけでなく、民間においても分譲マンションや介護付きマンションなどの居住施設が供給されたことで、高齢化の進展による人口減少が想定される中で、人口がほぼ横ばいに保たれるなど、都市の空洞化に歯止めがかかっている状況です。

また、高齢化が進展する中心市街地において、分かりやすい公共交通手段を確保し、外出機会を創出していくため、平成 27 年 10 月から J R 高松駅と商店街を往復していた「まちバス」を、鉄道駅や病院、公共施設、商店街を周遊する「まちなかループバス」に路線を拡大したことで、順調に利用者が増加しています。

これまで基本計画に基づき実施されてきた取組に加え、市街地再開発事業による魅力ある商業空間の整備と合わせて都市型住宅を供給するとともに、中心市街地への居住等を緩やかに誘導していくための支援など今後とも街なか居住の推進を図ります。

一方で、第 2 期基本計画の目標が達成できなかった状況を踏まえ、これまでの取組を継続するだけでは、中心市街地の更なる活性化にはつながらないことから、平成 28 年における香川県のインバウンド宿泊者の増加率が全国トップとなっている状況や、28 年 4 月から高松空港の運営委託が開始され、今後とも更なるインバウンド需要が見込まれることから、高松市の玄関口である J R 高松駅を含むサンポートエリアにおいて、商業施設や新県立体育館などの整備を行い、広域圏からの来訪者の誘客を図るとともに、再開発事業などの住環境整備による街なか居住の促進と、まちなかループバスなど地域内交通の充実に図ることで、中心市街地の回遊性の向上に取り組めます。

[2] 都市計画等との調和

本市の都市計画に関連する主要な上位・関連計画は、第 6 次高松市総合計画、高松市都市計画マスタープラン、高松市立地適正化計画、高松市総合都市交通計画で、これらの計画におけるまちづくりの方針と整合性を図り、調和のとれた中心市街地活性化基本計画としています。

(1) 第 6 次高松市総合計画（平成 28 年 3 月策定）

第 6 次高松市総合計画は、目指すべき都市像として「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を掲げ、そのもとに 6 つのまちづくりの目標、政策・施策を体系化しています。中心市街地の活性化については、まちづくりの目標「環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち」の施策として位置づけられています。

■まちづくりの目標 環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち

政策 コンパクトで魅力ある都市空間の形成

コンパクトで魅力ある都市空間の形成を図るため、人口減少、少子・超高齢社会においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるコンパクトで持続可能な集約型都市の構築に向け、都市計画制度等の的確な運用により、適正な土地利用を推進するとともに、地域における拠点性の確保を図るなど、多核連携型コンパクト・エコシティの推進に努めます。

政策 拠点性を発揮できる都市機能の充実

本市の優位性を更に高め、拠点性を発揮できる都市機能の充実を図るため、高松空港や高松港の機能強化、四国への新幹線の導入促進など、拠点性を高める交通網の整備と利用促進を進めます。

ウォーターフロントの魅力をいかしながら、サンポート高松など中心市街地の機能強化を図るとともに、魅力ある商業・業務空間の形成や街なか居住を促進し、人々の回遊性を高めるなど、中心市街地の活性化に努めます。

(2) 高松市都市計画マスタープラン（平成 29 年 8 月改定）

高松市都市計画マスタープランは、集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造、及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境配慮型交通システムを併せ持つ持続可能な環境共生都市「多核連携・集約型環境配慮都市（多核連携型コンパクト・エコシティ）」の実現に取り組むこととしています。

都市計画マスタープランにおいて、中心市街地のエリアは、広域交流拠点に位置づけられています。広域交流拠点は、高次（広域）都市サービス機能が集積する四国の拠点都市にふさわしい広域的な拠点性を強化するため、サンポート高松の整備や中心市街地の再開発などを通じた、商業・業務機能の拡充、にぎわい空間の創出、街なか居住の推進及び交通機能の強化などにより、高次・複合型の都市機能の集積・更新を図るものとしています。

(3) 高松市立地適正化計画（平成 31 年 3 月改定）

高松市立地適正化計画は、第 6 次高松市総合計画及びたかまつ創生総合戦略に即すとともに、都市計画マスタープラン、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画、総合都市交通計画及びその他の各種計画と調整・連携を図り、目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」や将来都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を目指すものです。

まちづくりの理念として、「コンパクト・プラス・ネットワークで繋がる ひと 地域 未来」を掲げ、30 年、50 年後においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるよう、集約拠点への都市機能の集積と居住の誘導を図り、公共交通で拠点間等の移動を円滑にするコンパクトで持続可能なまちづくりを進めていくこととしています。

(4) 高松市総合都市交通計画（平成 31 年 3 月改定）

平成 22 年 11 月に策定し、平成 31 年 3 月に改定した高松市総合都市交通計画は、拡散型のまちから集約型のまちづくりへ転換し、集約したまちを公共交通で繋ぐ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの考えの下、既存ストックである鉄道を基軸としたバス路線の再編により、多様な交通が有機的に連携し、過度に自動車に依存した社会から、歩いて暮らせる、公共交通を基軸としたまちづくりを展開できるよう、持続可能な公共交通ネットワークを構築することとしています。

また、平成 27 年 3 月に策定された高松市地域公共交通網形成計画では、基本方針として、拠点間を効率的に結ぶ公共交通軸の強化・形成を掲げ、ことでん琴平線新駅整備及び複線化事業を進めており、中心市街地へのアクセスの利便性や効率性の確保に努めています。

[3] 県との連携

香川県では、中心市街地の活性化及び大規模小売店舗の適正立地、地域づくりの推進を目的に、「中心市街地の活性化に関するガイドライン」及び「大規模小売店舗立地に関するガイドライン」を策定しているとともに、都市をとりまく社会経済情勢の変化を踏まえ、香川県の市町が抱えているまちづくりの課題や都市計画法の趣旨に的確に対応し、今後の持続可能な新たなまちづくりに向けた基本的な考え方を明らかにするため「集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針」を策定しています。

今後も、ガイドラインや基本方針を踏まえ、香川県とも連携しながら、中心市街地の活性化を図っていきます。

また、大規模小売店舗立地法の特例措置についても、香川県と連携を図りながら検討を進めていきます。